

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の
制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のよう
に定める。

令和7年2月7日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(沼津市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 沼津市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第16号)の一部を次のように
改正する。

第15条の5第3号及び第4号並びに第15条の6第1項第1号及び第3項第1号中
「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(沼津市職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 沼津市職員の分限に関する条例(昭和26年条例第51号)の一部を次のように
改正する。

第5条第1項中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(沼津市職員退隠料等支給条例の一部改正)

第3条 沼津市職員退隠料等支給条例(昭和29年条例第32号)の一部を次のように改
正する。

第6条第1項第2号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2
項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第16条第3号及び第22条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第26条第1項第2号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第42条第1項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(沼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 沼津市特別職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第2号及び第3号並びに第4条の3第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(沼津市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正)

第5条 沼津市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和36年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「懲役若しくは禁この刑」を「拘禁刑」に改め、同項第3号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第15条第3号及び第22条第2号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第26条中「懲役又は禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

第46条第1項中「懲役又は禁この刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(沼津市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第6条 沼津市職員の退職手当に関する条例（昭和37年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号及び第5項第2号、第17条の見出し及び同条第1項第1号、第18条第1項第1号並びに第20条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(沼津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第7条 沼津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(沼津市普通河川条例の一部改正)

第8条 沼津市普通河川条例（昭和46年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第19条及び第20条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(沼津市消防団条例の一部改正)

第9条 沼津市消防団条例（昭和54年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(沼津市情報公開条例の一部改正)

第10条 沼津市情報公開条例（平成12年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第22条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(沼津市行政不服審査会条例の一部改正)

第11条 沼津市行政不服審査会条例（平成28年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第9条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(沼津市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第12条 沼津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第17条並びに付則第7項及び第8項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(沼津市盛土等の規制に関する条例の一部改正)

第13条 沼津市盛土等の規制に関する条例（令和5年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該

刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

「提案理由」

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例中の用語を整理するものである。